

昭和二十三年法律第二百五号

医療法

目次

第一編 医療法	第二章 総則（第一条—第六条）
	医療に関する選択の支援等（第六条の二—第六条の四の二）
	医療の安全の確保（第六条の五—第六条の八）
	医療の安全の確保のための措置（第六条の九—第六条の十四）
	医療事故調査・支援センター（第六条の十五—第六条の二十七）
	病院、診療所及び助産所（第七条—第九条）
	開設等（第七条—第九条）
	医療提供体制の確保（第十条—第二十三条）
	監督（第二十三条の二—第三十条）
	雑則（第三十条の二）
	第五章 基本方針（第三十条の三—第三十条の十二）
	医療計画（第三十条の四—第三十条の十八）
	第三節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の十八の二）
	第五節 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の十九—第三十条の二十）
	連携の推進（第三十条の十三—第三十条の十八）
	第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の十八）
第二編 医療法人	第六章 医療法人（第三十一条—第三十一条の三）
	第一節 通則（第三十九条—第四十三条）
	第二節 設立（第四十四条—第四十六条）
	第三節 機関（第八条）
	機関の設置（第四十六条の二）
	社員総会（第四十六条の三—第四十六条の六）
	評議員会（第四十六条の四—第四十六条の四の七）
	役員の選任及び解任（第四十六条の五—第四十六条の五の四）

第五款 理事（第四十六条の六—第四十六条の六の四）	第六款 理事会（第四十六条の七—第四十六条の七の二）
第七款 監事（第四十六条の八—第四十六条の八の三）	第八款 役員等の損害賠償責任（第四十七条第一項—第四十九条の三）
第九款 第四節 計算（第五十条—第五十四条）	第十款 第五節 社会医療法人債（第五十四条の二—第五十四条の八）
第十一款 第六節 定款及び寄附行為の変更（第五十四条の九）	第十二款 第七節 解散及び清算（第五十五条—第五十五条の九）
第十三款 第八節 合併及び分割（第五十六条）	第十四款 第一款 合併（第五十七条）
第十五款 第二款 分割（第五十八条—第五十八条の六）	第十六款 第三目 新設合併（第五十九条—第五十九条の五）
第十七款 第四目 吸收分割（第六十条—第六十条の七）	第十八款 第二目 新設分割（第六十一条—第六十一条の六）
第十八款 第三目 雜則（第六十二条—第六十二条の二）	第十九款 第一目 通則（第五十七条）
第十九款 第四目 雜則（第六十二条の三）	第二十款 第二目 吸收合併（第五十八条—第五十八条の六）
第二十款 第五節 監督（第六十三条—第六十九条）	第二十一款 第三目 吸收分割（第六十条—第六十条の七）
第二十一款 第一節 認定（第七十条—第七十条の六）	第二十二款 第四目 吸收分割（第六十条—第六十条の七）
第二十二款 第二節 業務等（第七十条の七—第七十条の十六）	第二十三款 第五節 地域医療連携推進法人（第六十一条—第六十九条）
第二十三款 第三節 雜則（第七十二条—第七十二条の二十三）	第二十四款 第六節 認定（第七十条—第七十条の六）
第二十四款 第四節 雜則（第七十二条—第七十二条の二十三）	第二十五款 第七章 地域医療連携推進法人（第六十一条—第六十九条）
第二十五款 第八章 雜則（第七十七条—第七十七条の二）	第二十六款 第九章 罰則（第七十七条—第九十四条）
第二十六款 第九章 罰則（第七十七条—第九十四条）	第二十七款 第十章 附則

第一編 医療法	第一章 第一節 総則（第六十二条の三）
	この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するため必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする。
	第一条の二 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者の心身信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病的予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。
	2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならぬ。
	3 医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。
	4 医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。
	5 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。

第一編 医療法	第一章 第一節 総則（第六十二条の三）
	この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するため必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする。
	第一条の二 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者の心身信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病的予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。
	2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならぬ。
	3 医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。
	4 医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。
	5 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。
第二編 医療法人	第一章 第一節 総則（第六十二条の三）
	この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入れさせて、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。
	2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行なう場所であつて、患者を入れさせて、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。
	3 この法律において、「介護老人保健施設」とは、介護老人保健施設をいう。
	2 この法律において、「介護医療院」とは、介護保険法の規定による介護医療院をいう。
	2 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。
	3 この法律において、「産科」とは、産科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、適切な診療又は調剤に從事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者（以下単に「医療従事者」という。）の診療・研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

二 救急医療を提供する能力を有すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせる能力を有すること。

四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

五 第二十二条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条第一号及び第四号から第九号までに規定する施設を有すること。

六 その施設の構造設備が第二十二条第一項及び第二十二条の二の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七 その有する人員が第二十二条の二の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合すること。

第四条の三 病院であつて、臨床研究の実施中の核的な役割を担うことに関する次に掲げる要件に該するものは、厚生労働大臣の承認を得て臨床研究中核病院と称することができる。

一 特定臨床研究（厚生労働省令で定める基準に従つて行う臨床研究をいう。以下同じ。）に関する計画を立案し、及び実施する能力を有すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす能力を有すること。

三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う能力を有すること。

四 特定臨床研究に関する研修を行う能力を有すること。

五 その診療科名中に厚生労働省令で定める診療科名を有すること。

六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

七 その有する人員が第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合すること。

第五条 地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）

第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区区長は、必要があると認めるときは、前項に規定する医師、歯科医師又は助産師に対し、必要な報告を命じ、又は検査のため診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

第五条の二 厚生労働大臣は、第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師の確保を特に図るべき区域（第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。）における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験その他の厚生労働省令で定める経験を有するものであることの認定をすることができること。

第六条 第一節 医療に関する情報の提供等

第一項の規定に基づく病院、診療所及び助産所の運営に際しては、この法律の規定の適用について、政令で特別の定をすることができる。

第六条の二 国及び地方公共団体は、医療を受けける者が病院、診療所又は助産所の選択に関しても、必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条の三 病院、診療所又は助産所（以下「病院等の管理者」という。）の管理者は、前項の規定により、当該病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するところにも、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

3 病院等の管理者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次条第

2 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紹らわしい名称を附けてはならない。

3 助産所でないものは、これに助産所その他の助産師がその業務を行う場所に紹らわしい名称を付けてはならない。

四 医療の高度の安全を確保する能力を有すること。

五 その診療科名中に、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める診療科名を有すること。

六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

七 その有する人員が第二十二条の二の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合すること。

八 第二十二条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の三第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

九 その施設の構造設備が第二十二条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

十 前各号に掲げるもののほか、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

十一 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

十二 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

十三 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

十四 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

十五 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

十六 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

十七 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

十八 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

十九 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

二十 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

二十一 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

二十二 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

二十三 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

二十四 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

二十五 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

二十六 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

二十七 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

二十八 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

二十九 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

三十 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

三十一 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

三十二 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

三十三 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

三十四 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

三十五 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

三十六 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

三十七 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

三十八 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

三十九 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

四十 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

四十一 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

四十二 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

四十三 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

四十四 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

四十五 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

四十六 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

四十七 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

四十八 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

四十九 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

五十 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

五十一 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

五十二 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

五十三 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

五十四 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

五十五 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

五十六 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

五十七 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

五十八 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

五十九 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

六十 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

六十一 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

六十二 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

六十三 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

六十四 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

六十五 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

六十六 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

六十七 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

六十八 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

六十九 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七十 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七十一 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七十二 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七十三 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七十四 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七十五 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七十六 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七十七 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七十八 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七十九 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

八十 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

八十一 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

八十二 厚生労働大臣は、前項の規定に基づく都道府県の条例並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

一 医師がその免許を取り消され、又は医業の停止を命ぜられたとき。

二 偽りのその他の不正の手段により第一項の認定を受けたことが判明したとき。

三 罰金以上の刑に処せられたとき。

四 第一項の認定及びその認定の取消しに関する権限は、政令で定める。

五 第一項の認定は、医療提供施設の開設する選択等に関するものである。

六 国の開設する病院、診療所及び助産所に関する権限は、この法律の規定の適用について、政令で特別の定をすることができる。

七 第二章 医療に関する選択の支援等

二項及び第六条の四の二第一項において同じ。)であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病院等に関する事項を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

第六条の四 病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の診療を担当する医師又は

歯科医師により、次に掲げる事項を記載した書面の作成並びに当該患者又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようになければならない。ただし、患者が短期間で退院することが見込まれる場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

一 患者の氏名、生年月日及び性別

二 当該患者の診療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名

三 入院の原因となつた傷病名及び主要な症状

四 入院中に行われる検査、手術、投薬その他

五 入院中の看護及び栄養管理を含む。)に関する計画

六 その他厚生労働省令で定める事項

七 病院又は診療所の管理者は、患者又はその家族の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

八 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項

九 当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他の当該医療従事者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項

十一 紹介をできる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の有する知見を十分に反映させるとともに、当該書面に記載された内容に基づき、これらの者による有機的な連携の下で入院中の医療が適切に提供されるよう努めなければならない。

十二 病院又は診療所の管理者は、第三項の書面の作成に当たつては、当該患者の退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に依る。

十三 当該病院又は診療所における提供される医療に関する事項(検査、手術その他の

十四 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十五 その他厚生労働大臣が定める事項として厚生労働大臣が定める事項

十六 第五条の二第一項の認定を受けた医師である場合には、その旨

十七 地域医療連携推進法人(第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。)の参加病院等(第七十条の二第二項第二号に規定する参加病院等をいう。)である場合には、その旨

十八 入院設備の有無、第七条第二項に規定する

十九 病院若しくは診療所において、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示

(以下この節において単に「広告」という。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

二十 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することができないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

二十一 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告をしないこと。

二十二 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第六条の四第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する適切な選択が阻害されるおそれがない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

二十三 当該病院又は診療所において提供される医療に関する事項(検査、手術その他の

二十四 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

二十五 その他他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

二十六 第五条の二第一項の認定を受けた医師である場合には、その旨

二十七 地域医療連携推進法人(第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。)の参

二十八 入院設備の有無、第七条第二項に規定する

二十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

三十 他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示

(以下この節において単に「広告」という。)を

三十一 前項に規定する場合には、虚偽の広告をしてはならない。

三十二 他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示

(以下この節において単に「広告」という。)を

三十三 当該病院又は診療所において、文書その他いか

三十四 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

三十五 その他他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

三十六 第五条の二第一項の認定を受けた医師である場合には、その旨

三十七 地域医療連携推進法人(第七十条の五第一

三十八 入院設備の有無、第七条第二項に規定する

三十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

四十 当該病院又は診療所において、文書その他いか

四十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

四十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

四十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

四十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

四十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

四十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

四十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

四十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

四十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

五十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

五十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

五十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

五十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

五十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

五十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

五十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

五十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

五十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

五十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

六十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

六十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

六十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

六十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

六十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

六十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

六十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

六十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

六十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

六十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

七十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

七十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

七十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

七十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

七十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

七十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

七十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

七十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

七十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

七十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

八十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

八十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

八十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

八十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

八十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

八十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

八十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

八十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

八十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

八十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

九十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

九十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

九十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

九十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

九十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

九十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

九十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

九十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

九十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

九十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百二十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百二十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百二十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百二十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百二十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百二十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百二十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百二十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百二十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百二十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百三十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百三十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百三十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百三十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百三十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百三十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百三十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百三十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百三十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百三十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百四十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百四十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百四十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百四十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百四十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百四十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百四十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百四十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百四十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百四十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百五十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百五十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百五十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百五十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百五十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百五十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百五十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百五十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百五十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百五十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百六十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百六十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百六十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百六十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百六十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百六十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百六十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百六十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百六十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百六十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百七十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百七十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百七十二 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百七十三 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百七十四 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百七十五 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百七十六 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百七十七 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百七十八 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百七十九 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百八十 病院若しくは診療所において、文書その他いか

一百八十一 病院若しくは診療所において、文書その他いか

第六条の十六 医療事故調査・支援センターは、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第六条の十六 医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第六条の十一第四項の規定による報告により収集した情報の整理及び分析を行うこと。
- 二 第六条の十一第四項の規定による報告をした病院等の管理者に対し、前号の情報の整理及び分析の結果の報告を行うこと。
- 三 次条第一項の調査を行うとともに、その結果を同項の管理者及び遺族に報告すること。
- 四 医療事故調査に従事する者に対する研修を行うこと。
- 五 医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。
- 六 医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、医療の安全の確保に図るために必要な業務を行うこと。

第六条の十七 医療事故調査・支援センターは、前項の調査について必要があると認めるときは、同項の管理者が発生した病院等の管理者又は遺族から、当該医療事故について調査の依頼があつたときは、必要な調査を行なうことができる。

第六条の十八 医療事故調査・支援センターは、第一項の管理者は、医療事故調査・支援センターから前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

第六条の十九 医療事故調査・支援センターは、第一項の管理者が第二項の規定による求めを拒んだときは、その旨を公表することができる。

第六条の二十 医療事故調査・支援センターは、第一項の調査を終了したときは、その調査の結果を同項の管理者及び遺族に報告しなければならない。

第六条の二十一 医療事故調査・支援センターは、第六条の十六各号に掲げる業務（以下「調査等業務」という。）を行なうときは、その開始前に調査等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項について調査等業務に関する規程（次項及び第六条の二十六第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第六条の十九 医療事故調査・支援センターは、厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が調査等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第六条の二十 医療事故調査・支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、調査等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

第六条の二十一 医療事故調査・支援センターは、厚生労働大臣の許可を受けなければ、調査等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第六条の二十二 医療事故調査・支援センターは、調査等業務の一部を医療事故調査等支援団体に委託することができる。

第六条の二十三 医療事故調査・支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、調査等業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第六条の二十四 厚生労働大臣は、調査等業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、医療事故調査・支援センターに、医療事故調査・支援センターの事務所に立ち入り、調査等業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第六条の二十九 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が調査等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第六条の二十 医療事故調査・支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、調査等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

第六条の二十一 医療事故調査・支援センターは、厚生労働大臣の許可を受けなければ、調査等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第六条の二十二 医療事故調査・支援センターは、調査等業務の一部を医療事故調査等支援団体に委託することができる。

第六条の二十三 医療事故調査・支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、調査等業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第六条の二十四 厚生労働大臣は、調査等業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、医療事故調査・支援センターに、医療事故調査・支援センターの事務所に立ち入り、調査等業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六条の二十五 厚生労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、医療事務調査・支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第六条の十五第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 調査等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定若しくは該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき、又は第六条の十八第一項の認可を受けた業務規程によらないで調査等業務を行つたとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第六条の二十七 この節に規定するもののほか、医療事故調査・支援センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 病院、診療所及び助産所

第七条 病院を開設しようとするとき、
 医師法
 第一節 開設等

(昭和二十三年法律第二百一号)

第十六条の六第一項

の規定による登録を受けた者（
 同法

第七条の二第一項

の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び
 歯科医師法

(昭和二十三年法律第二百一号)

第十六条の四第一項

の規定による登録を受けた者（
 同法

第七条の二第一項

の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、
 同条第二項

の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び
 歯科医師法

(昭和二十三年法律第二百一号)

第十六条の四第一項

の規定による登録を受けた者（
 同条第二項

の規定による登録を受けた者に限る。以下この
規定による厚生労働大臣の命令を受けた者に
あつては、
同条第三項
(昭和二十三年法律第二百三号)
第十五条の二第一項
の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者に
あつては、
保健師助産師看護師法
（臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が
診療所を開設しようとするとき、又は助産師（
第八条
及び
第十一条
において同じ。）でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。
第八条
から
第九条
まで、
第十二条
、
第十五条
、
第十八条
、
第二十四条
、
第二十七条
及び
第二十八条
から
第三十条
2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したもののが、病床数その他厚生労働省令で定め

る事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

一 精神病床（病院の病床のうち、精神疾患有する者を入院させるためのもの）をいう。以下同じ。)

二 感染症病床（病院の病床のうち、感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症（結核を除く。）、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症（同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条第一項）

三 同法第七条

四 痘養病床（病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入れ院させるためのもの）をいう。以下同じ。）

五 一般病床（病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のもの）をいう。以下同じ。）

六 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下この項において「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この項、次条及び第七条の三第一項において「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号に規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付すことができる。

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は、その在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。）

四 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件に適合するときは、前三項の許可を与えないなければならない。

五 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかるらず、同条第一項又は第二項の許可を与えなければならないことができる。

六 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第八項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。）において、当該病院又は診療所が、正当な理由がなく、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行つていないときは、当該業務を行つていいない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとるべきことを命ずることができる。

七 都道府県知事は、前項第一項から第三項までの許可を与えないと認められる場合は、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は、その在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

八 独立行政法人地域医療機能推進機構（昭和三十三年法律第七十号）の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会

九 健康保険法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づき設立された共済組合

十 公立学校教職員共済組合（昭和二十九年法律第二百四十六号）の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会

十一 地方公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会

十二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会

十三 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。）において、当該病院又は診療所が、正当な理由がなく、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行つていないときは、当該業務を行つていいない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとるべきことを命ずることができる。

十四 都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項までの許可を与えないと認められる場合は、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は、その在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

十五 都道府県知事は、第三項の規定により命令をした場合において、当該命令を受けた病院又は

い。ただし、他に入院させ、又は入所させるべき適当な施設がない場合において、臨時応急のため入所させるときは、この限りでない。

第十四条の二 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院又は診療所に關し次に掲げる事項を当該病院又は診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。

一 管理者の氏名
二 診療に從事する医師又は歯科医師の氏名
三 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間
四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

一 助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に關し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいように掲示しなければならない。

一 管理者の氏名
二 業務に從事する助産師の氏名
三 助産師の就業の日時
四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

一 管理者の氏名
二 業務に從事する助産師の氏名
三 助産師の就業の日時
四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

一 管理者の氏名
二 業務に從事する助産師の氏名
三 助産師の就業の日時
四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

一 病院又は診療所の管理者は、この法律に定める管理者的責務を果たせるよう、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

一 助産所の管理者は、この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該助産所に勤務する助産師その他の従業者を監督し、その他当該助産所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

一 病院又は診療所の管理者は、病院又は診療所に供するエックス線装置を備えたと

3 病院又は診療所の管理者は、病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置を備えたときその他厚生労働省令で定めるところにより、病院又は診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十五条の二 病院、診療所又は助産所の管理者は、当該病院、診療所又は助産所において、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に規定する検体検査（以下この条及び次条第一項において「検体検査」という。）の業務を行ふ場合は、検体検査の業務を行う施設の構造設

備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項を検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

第十五条の三 病院、診療所又は助産所の管理者は、検体検査の業務を委託しようとするときは、次に掲げる者に委託しなければならない。

一 臨床検査技師等に関する法律
第二十条の三第一項
二 病院又は診療所その他厚生労働省令で定めたる場所において検体検査の業務を行ふ者である場合において検体検査の業務を行ふ者であつて、その者が検体検査の業務を行ふ施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の登録を受けた衛生検査所の開設者

一 臨床椰査技師等に関する法律
第二十条の三第一項
二 病院又は診療所その他厚生労働省令で定めたる場所において検体検査の業務を行ふ者である場合において検体検査の業務を行ふ者であつて、その者が検体検査の業務を行ふ施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の登録を受けた衛生検査所の開設者

五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第二十二条第二号又は第三号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

六 他の病院又は診療所から紹介された患者に密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

七 その他厚生労働省令で定める事項

一 對し、医療を提供すること。

六 特定機能病院の管理者は、第三十条の四第二項第二号に規定する医療連携体制が適切に構築されないように配慮しなければならない。

第十六条の四 臨床研究中核病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならぬ。

一 特定臨床研究に関する計画を立案し、及び実施すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究の実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施する相談に応じ、必要な情報の提供を行うこと。

三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たすこと。

四 特定臨床研究に関する研修を行うこと。

五 第二十二条の三第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

六 その他の援助を行なうこと。

七 第十六条の十から第六条の十二まで及び第十三条から前条までに定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の管理者が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理並びに患者、妊娠婦、産婦及びよく婦の入院又は入所につき遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

八 第十六条の二第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

九 当該特定機能病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第二十二条の二第三号又は第四号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

十 その他厚生労働省令で定める事項

一 對し、医療を提供すること。

一 對し、医療を提供すること。

一 對し、医療を提供すること。

七 厚生労働省令で定めるものを行なう場合には、

厚生労働省令で定めるところにより、当該管理

者並びに当該特定機能病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の者をもつて構成する合議体の決議に基づいて行わなければならぬ。

等の異常に対応する病院又は診療所を定めなければならない。

第十九条の二 特定機能病院の開設者は、当該特定機能病院の管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務が適切に遂行されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特定機能病院の管理及び運営について当該管理者が有する権限を明らかにすること。

二 医療の安全の確保に関する監査委員会を設置すること。

三 当該管理者の業務の執行が法令に適合することを確保するための体制、当該開設者による当該特定機能病院の業務の監督に係る体制その他の当該特定機能病院の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。

四 その他当該管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務の適切な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置を有するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならぬ。

第二十一条 病院は、厚生労働省令（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設については、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者

第二十二条の二 特定機能病院は、第二十一条第一項（第一号及び第九号を除く。）に定めるもの

のほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

二 各科専門の診察室

三 手術室

四 臨床検査施設

五 エンクス線装置

六 調剤所

七 給食施設

八 診療に関する諸記録
十九 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設

十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室

2 十二 その他都道府県の条例で定める施設

3 一 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第三号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。

一 厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師及び看護の補助その他の業務の従業者

二 機能訓練室

三 その他都道府県の条例で定める施設

四 医師のほか、都道府県の条例で定める員数の

医師及び看護の補助その他の業務の従業者

五 第二十二条第四号から第八号までに掲げる

六 その他厚生労働省令で定める施設

七 集中治療室

八 診療に関する諸記録

九 病院の管理及び運営に関する諸記録

十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設

十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室

より、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師の従業者

二 集中治療室

三 診療及び臨床研究に関する諸記録

四 病院の管理及び運営に関する諸記録

五 第二十二条第四号から第八号までに掲げる

六 その他厚生労働省令で定める施設

七 集中治療室

八 診療に関する諸記録

九 病院の管理及び運営に関する諸記録

十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設

十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室

の開設者に対し、期限を定めて、その修繕又は改築を命ずることができる。

第二十四条の二 都道府県知事は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき（第二十三条の二又は前条第一項に規定する場合を除く。）は、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所又は助産所の開設者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるとときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができることができる。

第二十六条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十七条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第二十二条の規定若しくは第二十三条第一項の規定により、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者

二 その他厚生労働省令で定める施設

三 診療に関する諸記録

四 病院の管理及び運営に関する諸記録

五 前条第四号から第八号までに掲げる施設

六 その他厚生労働省令で定めるところによ

ることができる。

第二十八条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第二十二条の規定若しくは第二十三条第一項の規定により、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医

師、薬剤師、看護師その他の従業者

二 集中治療室

三 診療に関する諸記録

四 病院の管理及び運営に関する諸記録

五 前条第四号から第八号までに掲げる施設

六 その他厚生労働省令で定めるところによ

ることができる。

第二十九条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所若しくは助産所の運営に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一 厚生労働大臣は、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に對し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、特

定機能病院等に立ち入り、その有する人員若し

くは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療

録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させ

ることができる。

第三十条 厚生労働大臣は、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に對し、期限を定めて、その全

部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命

ずることができる。

一 厚生労働大臣は、特定機能病院又は臨床研究

第二十二条の三 臨床研究中核病院は、第二十一

条第一項（第一号及び第九号を除く。）に定め

るもののか、厚生労働省令の定めるところによ

ることは、その開設者に対し、期間を定めて、その全

部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命

ずることができる。

一 厚生労働大臣は、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に對し、期限を定めて、その全

部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命

ずることができる。

一 厚生労働大臣は、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に對し、期限を定めて、その全

部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命

ずことができる。

一 厚生労働大臣は、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に對し、期限を定めて、その全

部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命

ずことができる。

一 厚生労働大臣は、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に對し、期限を定めて、その全

部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命

ずことができる。

一 厚生労働大臣は、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に對し、期限を定めて、その全

部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命

ずことができる。

いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該特定機能病院等の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

5 第六条の八第三項の規定は第一項から第三項までの立入検査について、同条第四項の規定は前各項の権限について、準用する。

第二十五条の二 保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、厚生労働省令の定めるところにより、診療所及び助産所に關し、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に通知しなければならない。

第二十六条 第二十五条第一項及び第三項に規定する当該職員の職権を行わせるため、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、厚生労働省、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、医療監視員を命ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、医療監視員に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第二十七条 病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第二十七条の二 都道府県知事は、病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、第七条第五項の規定により当該許可に付された条件に従わないときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正しくことを命ぜることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十八条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する

不正行為があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認めるときは、その開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができるものである。

第二十九条

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該當することができる。

一 開設の許可を受けた後、正当な理由がないかく、六月以上その業務を開始しないとき。

二 病院、診療所（第八条の届出をして開設したものと除く。）又は助産所（同条の届出をして開設したものと除く。）が、休止した後正当な理由がなく、一年以上業務を再開しないとき。

三 開設者が第六条の三第六項、第二十四条第一項、第二十四条の二第二項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。

四 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

五 特定機能病院の開設者又は管理者が第七条の二第三項、第二十七条の二第二項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

六 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定による許可を受けた後、正当な理由がないかく、六月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。

七 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。

八 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、臨床研究中核病院の承認を取り消すことができる。

九 地域医療支援病院が第四条第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

十一 地域医療支援病院が第四条第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

十二 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項又は第三十条の十三第五項の規定に基づく命令に違反したとき。

十三 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十四 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十五 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十六 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十七 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十八 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十九 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

二十 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

二十一 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

二十二 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

二十三 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

二十四 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

二十五 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

4 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定機能病院の承認を取り消すことができる。

一 特定機能病院が第四条の二第一項各号に違反したとき。

二 特定機能病院の開設者が第十条の二、第十一条の三第一項又は第十九条の二の規定に違反したとき。

三 特定機能病院の開設者が第二十四条第二項又は第三十条の十三第五項の規定に基づく命令に違反したとき。

四 特定機能病院の管理者が第十六条の三第一項又は第二項の規定に違反したとき。

五 特定機能病院の開設者又は管理者が第七条の二第三項、第二十七条の二第二項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

六 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定による許可を受けた後、正当な理由がないかく、六月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。

七 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。

八 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十七の規定に基づく命令に違反したとき。

九 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、臨床研究中核病院の承認を取り消すことができる。

十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

十一 地域医療支援病院が第四条第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

十二 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十三 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十四 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十五 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十六 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十七 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十八 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

十九 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

二十 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に違反したとき。

第三十条 都道府県知事は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第二項第一号の規定により、あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで第二十三条の二、

二、第二十四条第一項、

三、第二十四条第一項、

四、第二十四条第一項、

五、第二十四条第一項、

六、第二十四条第一項、

七、第二十四条第一項、

八、第二十四条第一項、

九、第二十四条第一項、

十、第二十四条第一項、

十一、第二十四条第一項、

十二、第二十四条第一項、

十三、第二十四条第一項、

十四、第二十四条第一項、

十五、第二十四条第一項、

十六、第二十四条第一項、

十七、第二十四条第一項、

十八、第二十四条第一項、

十九、第二十四条第一項、

二十、第二十四条第一項、

三十条第一項

能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

七 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項

八 医師の確保に関する基本的な事項

九 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する基本的な事項

十 第三十条の四第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項

十一 その他医療提供体制の確保に関する重要な事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するため必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項

二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項

三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項

項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ へき地の医療

周産期医療

本 小児医療（小児救急医療を含む。）

府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第三

一項に規定する病床の機能の区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来的病床数の必要量」という。）

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のため

に必要なものとして厚生労働省令で定めるものとする。

八 分化及び連携の推進に関する事項

九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

十一 医師の確保に関する次に掲げる事項

イ 第十四号及び第十五号に規定する区域における医師の確保の方針

ロ 厚生労働省令で定める方法により算定さ

れた第十四号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数

の目標

二 医療連携体制の構築の具体的な方策について、第二項第四号の厚生労働省令で定める疾

病又は同項第五号イからへまでに掲げる医療若しくは居宅等における医療ごとに定めるこ

と。

三 医療連携体制における医療提供施設の

設置及び居宅等において提供される保健医療サービスと福祉サービスとの連携を含むものであること。

四 医療連携体制が、医療従事者、介護保険法の目標

ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数

十二 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項

十三 医療の安全の確保に関する事項

十四 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るもの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

十六 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項

十七 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

十八 医療計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

十九 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めた場合には、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

二十 医療連携体制の構築の具体的な方策について、第二項第四号の厚生労働省令で定める疾

病又は同項第五号イからへまでに掲げる医療若しくは居宅等における医療ごとに定めるこ

と。

二十一 医療連携体制の構築の内容が、患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けることができるなどを確保するものであること。

二十二 医療連携体制の構築の内容が、医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービスと福祉サービスとの連携を含むものであること。

二十三 医療連携体制が、医療従事者、介護保険法の目標

ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数

に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数

の目標

二四 医療連携体制の構築の内容が、医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービスと福祉サービスとの連携を含むものであること。

二五 医療連携体制が、医療従事者、介護保険法の目標

ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数

に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数

の目標

二六 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、第三十条の十三第一項の規定による報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。

二七 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、提供される医療の種別と同号口に規定するものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が少ないと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

二八 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

二九 都道府県は、第二項第十七号に規定する基準に従い、医師の数が多いと認められる同号ロに規定する基準に従い定めるよう努めるものとする。

三十 都道府県は、第二項第十七号に規定する基準に従い、医師の数が多いと認められる同号ロに規定する基準に従い定めるよう努めるものとする。

三一 都道府県は、第二項第十七号に規定する基準に従い、医師の数が多いと認められる同号ロに規定する基準に従い定めるよう努めるものとする。

三二 都道府県は、第二項第十七号に規定する基準に従い、医師の数が多いと認められる同号ロに規定する基準に従い定めるよう努めるものとする。

三三 都道府県は、地域医療構想に関する事項を定めるに当たつては、第三十条の十三第一項の規定による報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。

三四 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が少ないと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

三五 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

三六 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が少ないと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

三七 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

三八 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

三九 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

四十 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

四一 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

四二 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

四三 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

四四 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

四五 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

四六 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

四七 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

四八 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

四九 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

五一 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

4 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

5 都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条の二十第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

6 第二項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十六 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力をを行うものとする。

第三十条の二十七 第三十条の二十三第一項各号（第三号を除く。）に掲げる者及び医療従事者は、協議が調つた事項その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するよう努力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう努めなければならない。

第六節 公的医療機関

第三十一条 公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節において同じ。）は、協議が調つた事項その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力しなければならない。

第三十二条 削除

第三十三条 削除

第三十四条 厚生労働大臣は、医療の普及を図るために特に必要があると認めるときは、第三十一條に規定する者に対し、公的医療機関の設置を命ずることができる。

2 前項の場合においては、国庫は、予算の定められた範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ぜることができる。

一 当該病院又は診療所の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用されること。

二 医師法

第十一条第二号

若しくは

三 歯科医師法

第十六条第二号

若しくは

四 歯科医師法

第十六条の二第一項

の規定による実地修練又は

五 医師法

第十六条の二第一項

の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。

六 地方自治法

第二百四十四条の二第三項

に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「指定管理者」として管理する病院等）とある。（「指定管理者」として管理する病院等）を含む。の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めのところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

四 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

七 社会福祉法

八 老人福祉法

九 第二条第二項

及び第三項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

（昭和二十六年法律第四十五号）

第十条 医療法人でない者は、その名称中に「医療法人」という文字を用いてはならない。

第十四条の二 医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図ること。

い。その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

第十四条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところ

第四十一条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（当該医療法人が

地方自治法

第二百四十四条の二第三項

に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「指定管理者」として管理する病院等）を含む。の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めのところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

一 各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

二 社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分之一を超えて含まれることがないこと。

三 財團たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

四 救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。次条において同じ。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県（次のイ又はロに掲げる医療法人にあつては、それぞれイ又はロに定める都道府県）において行つていること。

イ 二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人（ロに掲げる者を除く。）当該病院又は診療所の所在地の全都の都道府県において同様に、当該病院又は診療所の所在地の都道府県において病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定められた範囲に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定め

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(平成十八年法律第四十八号)

第五十七条

の規定は、医療法人の社員総会について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとする。

第三款

評議員及び評議員会

第四十六条の四

評議員となる者は、次に掲げる者とする。

一 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

二 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

五 医療法人の評議員となることができない人の評議員となることができる。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 この法律、医師法

四 其の他の医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたる日から起算して二年を経過しない者

五 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

六 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員(第四十六条の四第一項の意見を述べるほか、この法律に規定する事項及び

し書の認可を受けた医療法人にあつては、三人以上の評議員)をもつて、組織する。

評議員会は、第四十六条の四第一項の意見を述べるほか、この法律に規定する事項及び

予算の決定又は変更

二 借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)の借入れ

三 重要な資産の処分

四 事業計画の決定又は変更

第五十六条の四の二

評議員会は、理事の定数を超える数の評議員(第四十六条の四第一項の意見を述べるほか、この法律に規定する事項及び

予算の決定又は変更

二 借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)の借入れ

三 重要な資産の処分

四 事業計画の決定又は変更

寄附行為で定めた事項に限り、決議をすることができる。

この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができるることを内容とする寄附行為の定めは、その効力を有しない。

理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

評議員会に、議長を置く。

理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。

評議員会の招集の通知は、その評議員会の日より少なくとも五日前に、その評議員会の目的である事項を示し、寄附行為で定めた方法に従つてしまなければならない。

評議員会においては、前項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

評議員会の議事は、この法律に別段の定めがない場合を除き、出席者の議決権の過半数で決議をすることができる。

評議員会の議事は、この法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

評議員会においては、前項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

六 合併及び分割

第五十五条第三項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散

七 その他医療法の業務に関する重要事項を定め寄附行為で定めるものについて、役員に對して意見を述べ、若しくはその諮詢に答え、又は役員から報告を徵することができる。

評議員会は、医療法人の評議員会を開かなければならぬ。毎年一回、定期評議員会を開かなければならぬ。

評議員会は、総評議員の五分の一以上の評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。

評議員会の招集の通知は、その評議員会の日より少なくとも五日前に、その評議員会の目的である事項を示し、寄附行為で定めた方法に従つてしまなければならない。

評議員会においては、前項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

九 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

四十六条の五の二

社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によつて解任することができる。社員総会の決議によつて解任する場合に限る。

前項の規定により解任された者は、その解任に對して正当な理由がある場合を除き、社団たる医療法人に對し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

第五十条の二 医療法人は、厚生労働省令で定めることにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 医療法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第五十一条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3 医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から十年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。

4 医療法人は、事業報告書等について、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けるべきだ。

5 第二項の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令で定めることにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

6 医療法人は、前二項の監事又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

第五十一条の二 社団たる医療法人の理事は、前会に提出しなければならない。

2 理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、社員に対し、前条第六項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。

3 第一項の規定により提出された事業報告書（貸借対照表及び損益計算書に限る。）は、社員総会の承認を受けなければならない。

4 理事は、第一項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

5 前各項の規定は、財團たる医療法人について準用する。この場合において、前各項中「社員総会」とあるのは「事業報告書等の写し」と、「監査報告書」とあるのは「監査報告書の写し」。

第五十二条 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、監査報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）を公告しなければならないものとする。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認を受けた事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）を公告しなければならない。

第五十三条の四 医療法人（次項に規定する者を除く。）は、次に掲げる書類をその主たる事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

2 第四十六条の八第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）

3 定款又は寄附行為

一 事業報告書等

二 第四十六条の八第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）

三 定款又は寄附行為

年間」とあるのは「三年間」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書等の写し」と、「監査報告書」とあるのは「監査報告書の写し」。

第五十四条 医療法人債に係る債権者（以下「社会医療法人債権者」という。）が第五十四条の七において準用する証券をいう。以下同じ。）を発行するときには、その旨

2 募集社会医療法人債の總額

3 各募集社会医療法人債の金額

4 募集社会医療法人債の利率

5 利息支払の方法及び期限

6 社会医療法人債券（社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。）を発行するときには、その旨

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合は、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

3 公認会計士等の監査報告書

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合は、この限りでない。

第五十四条 医療法人は、剩余金の配当をしてはならない。

2 医療法人は、剩余金の配当をしてはならない。

第五十五条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第五十四条の二 社会医療法人債

2 社会医療法人及び第五十二条第二項の医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類（第二号に掲げる書類にあつては、第五十二条第二項の医療法人に限る。）をその主たる事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正當な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

2 医療法人は、第五十二条第二項の社員総会に掲げる書類

一 募集社会医療法人債の発行により調達する資金の使途

2 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

3 各募集社会医療法人債の利率

4 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

5 利息支払の方法及び期限

6 社会医療法人債券（社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。）を発行するときには、その旨

2 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

3 各募集社会医療法人債の利率

4 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

5 利息支払の方法及び期限

6 社会医療法人債券（社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。）を発行するときには、その旨

2 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

3 各募集社会医療法人債の利率

4 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

5 利息支払の方法及び期限

6 社会医療法人債券（社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。）を発行するときには、その旨

2 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

3 各募集社会医療法人債の利率

4 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

5 利息支払の方法及び期限

6 社会医療法人債券（社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。）を発行するときには、その旨

2 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

3 各募集社会医療法人債の利率

4 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

5 利息支払の方法及び期限

6 社会医療法人債券（社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。）を発行するときには、その旨

2 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

3 各募集社会医療法人債の利率

4 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

5 利息支払の方法及び期限

6 社会医療法人債券（社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。）を発行するときには、その旨

2 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

3 各募集社会医療法人債の利率

4 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

5 利息支払の方法及び期限

6 社会医療法人債券（社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。）を発行するときには、その旨

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第五十六条の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、医療法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第五十六条の十 清算中に医療法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとのとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の医療法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五十六条の十一 清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第五十六条の十二 医療法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

1 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

2 医療法人の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

3 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができるものとする。

4 医療法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五十六条の十三 医療法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する場合には、医療法規により清算人を選任した場合には、医療法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならぬ。

第五十六条の十四 清算人の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

第五十六条の十五 裁判所は、第五十六条の四の規定により清算人を選任した場合には、医療法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならぬ。

第五十六条の十六 裁判所は、医療法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができます。

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「医療法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第八節 合併及び分割

第一款 合併

第一目 通則

第五十七条 医療法人は、他の医療法人と合併をすることができる。この場合においては、合併をする医療法人は、合併契約を締結しなければならない。

第五十八条 医療法人が吸收合併（医療法人が他の医療法人とする合併であつて、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させるものをいう。以下この目において同じ。）をする場合には、吸收合併において同一の目において「吸收合併存続医療法人（以下この目において「吸收合併存続医療法人」という。）及び吸收合併により消滅する医療法人（以下この目において「吸收合併消滅医療法人」という。）をいう。以下この目において「吸收合併消滅医療法人」という。）及び吸收合併存続医療法人は、吸收合併において同一の目において「吸收合併存続医療法人」という。）を承認しなければならない。

第五十九条 医療法人は、厚生労働省令によって定めた事項のほか、厚生労働省令によって定める事項

第五十八条の四 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に對し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に對しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十八条の五 債権者が前項の期間内に吸收合併に對して異議を述べなかつたときは、吸收合併を承認したものとみなす。

第五十八条の六 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関）と契約において、当該医療法人の総社員の同意を得地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

第五十八条の七 財団たる医療法人は、寄附行為に吸收合併をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸收合併をすることができる。

第五十八条の八 財団たる医療法人は、吸收合併契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

第五十八条の九 合併消滅医療法人の権利義務（当該医療法人が金機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一條第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸收合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十八条の十 合併消滅医療法人は、吸收合併存続医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業に関する行政庁の許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第五十八条の十一 法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第五十八条の十二 第二節（第四十四条第二項、第四項及び第五項並びに第四十六条第二項を除く。）の規定は、新設合併設立医療法人の設立については、適用しない。

第五十八条の十三 新設合併は、新設合併設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第五十八条の十四 新設合併は、新設合併設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めることにより合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第五十八条の十五 新設合併は、都道府県知事（吸收合併存続医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十八条の十六 新設合併は、前項の認可について準用する。

第五十八条の十七 医療法人は、前条第四項の認可があつたときは、その認可の通知があつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

第五十八条の十八 医療法人は、前条第四項の認可の名称及び主たる事務所の所在地において「新設合併により設立する医療法人（以下この目において「新設合併設立医療法人」とい

の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第五十九条の二 第五十八条の二から第五十八条の四までの規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第五十八条の二第一項及び第三項中「吸收合併契約」とあるのは「新設合併契約」と、同条第四項中「吸收合併存続医療法人」とあるのは「新設合併設立医療法人」と読み替えるものとする。

第五十九条の三 新設合併設立医療法人は、新設合併消滅医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業に関する行政庁の許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第五十九条の四 医療法人（社会医療法人その他の厚生労働省令で定める者を除く。以下この款において同じ。）は、吸收分割（医療法人がその事業において有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させることをいう。以下この目において同じ。）をすることができる。

この場合においては、当該医療法人がその事業において有する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人（以下この目において「吸收分割承継医療法人」という。）と

この場合において同じ。）をすることができる。

この場合においては、当該医療法人がその事業において有する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人（以下この目において「吸收分割承継医療法人」という。）と

この場合において同じ。）をする場合には、新設合併により消滅する医療法人（以下この目において「新設合併消滅医療法人」とい）を承認する。

この場合においては、当該医療法人がその事業において有する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人（以下この目において「吸收分割承継医療法人」という。）と

う。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地で定める事項

三 新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項

四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

いう。)に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人。

前項の医療連携推進業務は、病院等に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う次に掲げる業務その他の業務をいう。

一 医療従事者の資質の向上を図るために研修を実施すること。

二 病院等に係る業務に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給。

三 資金の貸付けその他の参加法人が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの。

四 第七十一条第一項の認定(以下この章において「医療連携推進認定」という。)を受けようとする一般社団法人は、政令で定めるところにより、医療連携推進方針を添えて、都道府県知事に申請をしなければならない。

五 医療連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 医療連携推進区域

一 参加法人が医療連携推進区域において開設する病院等(第四項及び第七十条の十一において「参加病院等」という。)相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項。

二 参加法人が医療連携推進区域において開設する病院等(第四項及び第七十条の十一において「参加病院等」という。)相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項。

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項。

四 医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。

五 医療連携推進方針には、第二項各号に掲げる事項のほか、参加病院等及び参加介護施設等(参加法人が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所をいう。第七十条の十一において同じ。)相互間の業務の連携に関する事項を記載することができる。

六 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたるときは、当該医療連携推進区域の属する都道府県の知事の協議により、医療連携推進認定に関する事務を行なうべき都道府県知事を定めなければならない。

七 この場合において、医療連携推進認定の申請を受けた都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人に対し、医療連携推進認定に関する事務を行う都道府県知事を通知するものとする。

第七十条の三 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準もとのとする。

に適合すると認めることは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

一 医療連携推進業務(第七十条第二項に規定する医療連携推進業務をいう。以下この章において同じ。)を行うことを主たる目的とするものであること。

二 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

四 医療連携推進業務以外の業務を行なう場合は、医療連携推進業務以外の業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 医療連携推進方針が前条第二項及び第三項の規定に違反していないものであること。

六 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。

七 社員は、参加法人及び医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。

八 病院等を開設する参加法人の数が二以上であるものであることその他の参加法人の構成が第七十条第一項に規定する目的(次号及び第十号イにおいて「医療連携推進目的」という。)に照らし、適当と認められるものとし得るため必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。

九 社員の資格の得喪に関する事項。

十 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できること。

十一 社員は、各一個の議決権を有するものであること。条件その他の不当な条件を付していないものであること。

十二 社員は、各一個の議決権を有するものであること。条件その他の不当な条件を付していないものであること。

十三 社員は、各一個の議決権を有するものであること。条件その他の不当な条件を付していないものであること。

十四 社員は、各一個の議決権を有するものであること。

十五 理事会を置いているものであること。

十六 次に掲げる要件を満たす評議会(第七十条の十三第二項において「地域医療連携推進評議会」という。)を置く旨を定款で定めているものであること。

イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者として厚生労働省令で定める者であるものであること。

ロ 代表理事を一人置いているものであること。

口 参加法人の議決権に関する事項その他の重要な事項を決定するに当たつては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならぬものとする旨を定款で定めているものであること。

十一 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。

十二 営利を目的とする団体又はその役員と他の財害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者として厚生労働省令で定めるものを社員並びに理事及び監事(次号において「役員」という。)としない旨を定款で定めているものであること。

十三 役員について、次のいずれにも該当するものであること。
イ 役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置くものであること。
ロ 役員のうちに、各役員について、その役員として、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の三分の一を超えて含まることがないものであること。

ハ 理事のうち少なくとも一人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者として厚生労働省令で定める者であるものであること。

十四 代表理事を一人置いているものであること。

十五 理事会を置いているものであること。

十六 次に掲げる要件を満たす評議会(第七十条の十三第二項において「地域医療連携推進評議会」という。)を置く旨を定款で定めているものであること。

イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者をもつて構成するものであること。

ロ 当該一般社団法人が次号の意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見述べることができるものであること。

ハ 前条第二項第三号の目標に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、評価を行なうものであること。

十七 参加法人が次に掲げる事項その他の重要な事項を決定するに当たつては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。

ロ 借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)の借入れの重要な資産の処分。

ハ 事業計画の決定又は変更。

ニ 定款又は寄附行為の変更。

ハ 合併又は分割。

ト 目的たる事業の成功の不能その他の厚生労働省令で定める事由による解散。

ハ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十九年法律第四十九号)。

第十三条第二項

十八 第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第七十条の二十二において読み替えて準用する

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律。

十九 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

二十 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行なうために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

二十一 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

二十二 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行なうために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

二十三 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行なうために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

二十四 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行なうために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

二十五 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行なうために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

二十六 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行なうために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行なうために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

二十八 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行なうために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

二十九 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行なうために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

イ 地域医療連携推進法人（次条第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）が第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であつた者で、その取消しの日から五年を経過しないもの口。この法律その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定によつて、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であつた者で、その取消しの日から五年を経過しないもの口。この法律その他の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者ハ、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
(平成三年法律第七十七号)

第二条第六号

に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなく、なつた日から五年を経過しない者（第三号において「暴力団員等」という。）

二 第七十一条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの第七十条の五 医療連携推進認定を受けた一般社団法人（以下「地域医療連携推進法人」という。）は、その名称中に地域医療連携推進法人の文字を用いなければならない。
2 地域医療連携推進法人は、その名称中の一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

3 前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

4 地域医療連携推進法人は、不正の目的をもつて、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

第七十条の六 都道府県知事は、医療連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二節 業務等

第七十条の七 地域医療連携推進法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その医療連携推進区域において病院等を開設し、又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、若しくは管理する参加法人の業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

第七十条の八 地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針において、第七十条の二第四項に規定する事項を記載した場合に限り、参加法人が開設する病院等及び参加法人が開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所に係る業務について、医療連携推進方針に沿つた連携の推進を図ることを目的とする業務を行うことができる。

2 地域医療連携推進法人は、次に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができる。

一 出資を受ける事業者が医療連携推進区域における医療連携推進業務と関連する事業を行なうものであること。

二 出資に係る収益を医療連携推進業務に充てるものであること。

三 その他医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすそれがないものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

3 地域医療連携推進法人が、病院等を開設（地方自治法 第二百四十四条の二第三項）に規定する指定管理者として行う公の施設である病院等の管理を含む。し、又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて厚生労働省令で定めるものを開設し、若しくは管理しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下この章において「認定都道府県知事」という。）の確認を受ければならない。

4 地域医療連携推進法人は、前項の確認を受けなければ、病院の開設の許可の申請、

第六十二条第二項の許可（厚生労働省令で定める施設の設置に係るものに限る。）の申請その他の厚生労働省令で定める申請をすることができない。

第五 認定都道府県知事は、第三項の確認をし、又は確認をしない処分をするに当つては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第七十条の九 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律

第十八条 第十八条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、同条中「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進目的事業財産」と、「公益目的事業を」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第二項に規定する医療連携推進業務（以下この条において「医療連携推進業務」という。）」をと、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第一号中「公益認定」とあるのは「医療法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定（以下この条において「医療連携推進認定」といいう。）」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第二号及び第三号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第四号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第七号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとする。

第七十条の十 第四十一条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、同条第二項中「医療法人の開設する医療機関の規模等」とあるのは、「第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人が行う第七十条第一項に規定する医療連携推進業務」と読み替えるものとする。

第七十条の十一 参加法人は、その開設する参加病院等及び参加介護施設等に係る業務についての許可（厚生労働省令で定める施設の設置に係るものに限る。）の申請その他の厚生労働省令で定める申請をすることができない。

第七十条の十二 第四十六条の五の三第三項の規定は、地域医療連携推進法人の理事について準用し、第四十六条の五第九項及び第四十六条の五の第三項の規定は、地域医療連携推進法人の監事について準用する。

2 地域医療連携推進法人の監事に関する法律

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第一百条 の規定の適用については、

同条 中 「理事（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるのは、「認定都道府県知事による（医療法（昭和二十二年法律第二百五号）第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。）、社員総会又は理事会」とする。

第七十条の十三 地域医療連携推進法人は、第七十条の三第一項第十六号ハの評価の結果を公表しなければならない。

2 地域医療連携推進法人は、第七十条の三第一項第十六号ハの地域医療連携推進評議会の意見を尊重するものとする。

第七十条の十四 前章第四節（第五十条、第五十一条の二、第五十二条の二第五項及び第五十二条の四第一項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「関する報告書」とあるのは「関する報告書」第七十条第二項第三号の支援及び第七十条の八第一項の出資の状況に関する報告書」と同条第一項中「医療法人」人（その事業活動の規模その他的事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）とあり、同条第五項中「第二項の医療法人」と、同条中「前条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「前条第三項」と、第五十一条の四第二項中「社会医療法人及び第五十五条第二項の医療法人」と、同条中「前条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「地域医療連携推進法人」と、書類（第二号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法

人に限る。」とあるのは「書類」と、同項第二号中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「事業報告書等、第四十六条の八第三号の監査報告書及び定款」と、同条第三項中「監事の監査報告書」とあるのは「第四十六条の八第三号の監査報告書」とある、「前二項」と、第五十二条第一項第二号中「監事の監査報告書」とあるのは「第四十六条の八第三号の監査報告書」と、同項第三号中「第五十二条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等」とあるのは「公認会計士等」と読み替えるものとする。

第七十条の十五 前章第七節（第五十五条第一項（第四号及び第七号に係る部分に限る。）及び第三項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事（第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この節において同じ。）」と、同条第七項及び第八項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、同項中「若しくは第五号又は第三項第一号」とあるのは「又は第五号」と、第五十六条第一項及び第五十六条の三中「合併及び破産手続開始」とあるのは「破産手続開始」と、第五十六条の六及び第五十六条の十一中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、第五十六条の十二第一項中「清算」とあるのは「清算（第七十条の十五において読み替えて準用するこの節（第五十五条第一項（第四号及び第七号に係る部分に限る。）及び第三項を除く。）の規定による解散及び清算に係る部分に限る。）」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七十一条の十六 地域医療連携推進法人について

第四十九条第二項
(第六号に係る部分)
、
第五条第一項

第一百四十八条第三号
一般社団法人及び一般財團法人に關する法律
、
第六十七条第一項
の社員総会に係る部分に限る。)に限る。)、
及び第三項並びに第五章の規定は、適用しな
い。

第三節 監督

第三節 監督

第七十条の十七 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律

第十一条第一項 各号に掲げる事項並びに第七十条の三第一項第六号、第七号、第十二号及び第十六号から第十九号までに規定する定款の定めのほか、地域医療連携推進法人は、その定款において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 資産及び会計に関する規定

二 役員に関する規定

三 理事会に関する規定

四 解散に関する規定

五 定款の変更に関する規定

六 開設している病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）又は開設し、若しくは管理している介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて厚生労働省令で定めるものがある場合には、その名称及び所在地

第七十条の十八 第五十四条の九（第一項及び第二項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の定款の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事（第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。次項及び第五項において同じ。）」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」とあると、「第四十五条第一項に規定する事項及び」とあるのは「当該申請に係る地域医療連携推進法人（第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）の資産が第七十条の十において読み替えて準用する第四十一条の要件に該当しているかどうか及び変更後の定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか並びに」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

二 認定都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第五十四条の九第三項の認可（前条第六号に掲げる事項その他の厚生労働省令で定める重要な事項に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、又は認可をしない处分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

第七十条の十九 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

認定都道府県知事は、前項の認可をし、又は
忍可をしな、処分をするに当つては、あつか

6 認定都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをしたときは、遅延なく、当該地域医療連携推進法人の主たる事務所及び從たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該地域医療連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。

7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行つたことを証する書面を添付しなければならない。

第七十条の二十二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第三十条 中「公益目的取得財産残額」とあるのは「医療連携推進目的取得財産残額」と、

同条第一項 中「場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）」とあるのは「場合」と、「第五条第十七号

「とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条の三第一項第十八号」と、「日又は当該合併の日から」とあるのは「日から」と、「内閣総理大臣が行政庁である場合にあつては国、都道府県知事が行政庁である場合にあつては当該」とあるのは「認定都道府県知事（同法第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。第四項において同じ。）の管轄する」と、「法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人」とあるのは「法人」と、「認定取消法人等」とあるのは「認定取消法人」と、同条第二項第一号中「公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあつては、公益認定を受けた日前に取得したものと除外。）」とあるのは「医療連携推進目的事業財産（医療法第七十条の九において読み替えて準用する第十八条第六号に掲げる財産にあつては、公益認定を受けた日前に取得したものと除外。）」と、同項第二号及び第三号中「に公益目的事業」とあるのは「に医療連携推進業

務」と、「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進目的事業財産」と、同号及び同条第三項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第四項中「認定取消法人等」とあるのは「認定取消法人」と、「国又は」とあるのは「認定都道府県知事の管轄する」と、同条第五項中「第五条第十七号」とあるのは「医療法第七十条の三第一項第十八号」と読み替えるものとする。

第七十条の二十三 第六十六条の二及び第六十七条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、第六十六条の二中「第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条並びに前条第一項」とあるのは「第七十条の二十において読み替えて準用する第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二十一第一項及び第二項」と、「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事（第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。第六十七条第一項及び第三項において同じ。）と、第六十七条第一項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、「第四十四条第一項、第五十五条第六項、第五十八条の二において読み替えた第六十四条（第五十九条の二において読み替えた第六十七条第一項及び第三項において同じ。）と、第六十七条第一項及び第二項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の権限に属するものとされている事務は、国民の健康を守るために緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合には、厚生労働大臣又は都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

第七十一条 この章に特に定めるもののほか、医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合における医療連携推進認定及び地域医療連携推進法人の監督その他の医療連携推進認定及び地域医療連携推進法人の監督に関し必要な事項は政令で、その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で、それぞれ定める。

第八章 雜則

第七十二条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要な事項を調査

審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

第七十三条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として、指定都市に適用があるものとする。

第七十四条 第五条第二項、第二十三条の二、第五条第一項及び第二項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の権限に属するものとされている事務は、国民の健康を守るために緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合には、厚生労働大臣又は都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

第七十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第七十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七十七条 この章に特に定めるもののほか、医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合における医療連携推進認定及び地域医療連携推進法人の監督その他の医療連携推進認定及び地域医療連携推進法人の監督に関し必要な事項は政令で、その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で、それぞれ定める。

第九章 罰則

第七十七条 社会医療法人の役員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会医療法人債権者に損害を加え目的で、その任務に背く行為をし、社会医療法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十八条 社会医療法人の代表社会医療法人債権者（第五十四条の七において準用する）

会を置く。

第七十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として、指定都市に適用があるものとする。

第八十条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として、指定都市に適用があるものとする。

第八十一条 社会医療法人の役員又は代表社会医療法人債権者若しくは決議執行者が、その職務に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万元以下の罰金に処する。

第八十二条 次に掲げる事項に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万元以下の罰金に処する。

第八十三条 第八十二条第一項又は前条第一項の規定の行使

第八十四条 第七十七条から第七十九条まで、第八十条第一項及び第八十二条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第八十五条 第七十八条、第八十条又は第八十二条第一項に規定する者が法人であるときは、これらに規定及び第七十九条の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に對してそれぞれ適用する。

第八十六条 第五条第二項若しくは第二十五条第二項若しくは第四項の規定による診療録若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十七条 社会医療法人債の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について

を加える目的で、その任務に背く行為をし、又は当該文書

の作成に代えて電磁的記録の作成がされている

。

該社会医療法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

。

場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

。

いて「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十四条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 (その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定め
る。

附則（平成七年五月一九日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。
(施行期日)

附則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行
(施行期日)

する。
附則（平成八年六月二一日法律第九二二号）

（施行期日）

日を経過した日から施行する。

（施行期日） 指定

する。
(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第七十五条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則
(平成九年六月六日法律第七二号)

第一百六十条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し

第一百五十九条 この法律による改正前のそれとこれと前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

の法律による改正後の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第八条第一項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第二十二条若しくは第二十三条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項若しくは第二項（同法第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第一百条第二項、水道法第三十九条第一項若しくは第二項、国民年金法第六百六条第一項、葬事法第六十九条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条第二項又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

2 については、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一條 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てに

(施行期日)
（第三条） 第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
（経過措置）
（第四条） この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（附　則） （平成一九年四月一日法律第十六〇号）抄 （施行期日）
第一条　この法律（第一条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めする日から施行する。

二一略 当該名号に定める日から施行する。
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十一条の規定 公布の日
(別に定める経過措置)
第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二年七月一六日法律第一二二号) 抄
(施行期日)

月一日
二 第三条、第五条並びに附則第十一条から第
十三条まで及び第二十四条の規定 平成十八
年四月一日

(病床の種別の変更に係る経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定に
よる改正前の医療法(以下「旧医療法」とい
う。)第七条第一項の許可を受けて病院を開設
している者(同条第二項に規定するその他の病
床(以下「旧その他の病床」という。)を有す
る病院を開設している者に限る。)は、この法
律の施行の日から一年六月を経過する日まで
に、厚生労働省令で定めるところにより、当
該病院の旧その他の病床について、第一条の規
定による改正後の医療法(以下「新医療法」と
いう。)第七条第二項第四号又は第五号に規定
する病床の種別ごとの病床数その他の厚生労働
省令で定める事項を届け出なければならない。
前項に規定する者については、同項の届出を
するまでの間、旧医療法第一条の五第三項及
び

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二年一二月六日法律第一四一號) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第二条、第四条並びに附則第八条から第十二条まで及び第二十三条の規定 平成十六年四

二 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に現に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床

3 第一項の規定により診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなされた病床及び前項各号に掲げる病床（次項において「特定病床」という。）は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の医療法第七条の二第一項及び第二項に規定する一般病床の数に含まれないものとする。

4 特定病床は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から前項の政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第七条の二第三項に規定する一般病床の数に含まれないものとする。

（入院中の医療に関する書面の作成及び交付等に関する経過措置）

第五条 施行日前に第二条の規定による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第十二条の二又は第十二条の三の規定に基づき提出された業務に関する報告書については、新医療法第十二条の二第二項又は第十二条の三第二項の規定は、適用しない。

（業務に関する報告書の内容の公表に関する経過措置）

第六条 施行日において現に開設している助産所の開設者に対する新医療法第十九条の規定の適用については、施行日から一年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

（医療計画に関する経過措置）

第七条 施行日前に旧医療法第三十条の三第一項の規定により定められた医療計画（同条第十項の規定により変更されたものを含む。）は、新医療法第三十条の四第一項の規定により定められるまでの間は、同項の規定により定められた医療計画とみなす。

第八条 (特別医療法人に関する経過措置)

二条第二項に規定する特別医療法人である者（以下この条において「旧特別医療法人」という。）については、施行日から五年を経過するまでの間（当該期間内に新医療法第四十二条の二第一項の認定を受けたときは、その日までの間）は、旧医療法第四十二条第二項及び第三項並びに第六十四条の二（旧医療法第六十八条の二第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定（旧医療法第六十四条の二の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。旧特別医療法人が施行日から五年を経過するまでの間に新医療法第四十二条の二第一項の認定の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、その申請に対する処分があるまでの間も、同様とする。

(定款又は寄附行為の変更に関する経過措置)

第九条 施行日前に設立された医療法人は、施行日から一年以内に、この法律の施行に伴い必要なとなる定款又は寄附行為の変更につき医療法第五十条第一項の認可（二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、新医療法第六十八条の二第一項において読み替えて適用する医療法第五十条第一項の認可）の申請をしなければならない。

2 施行日前に設立された医療法人の定款又は寄附行為は、施行日から一年を経過する日（前項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可の申請をした医療法人については、当該申請に対する処分があつた日）までは、新医療法第六章の規定により定められた定款又は寄附行為とみなす。この場合において、当該定款又は寄附行為と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

(残余財産に関する経過措置)

第十条 医療法第四十四条第五項の規定は、施行日以後に申請された同条第一項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。

2 施行日前に設立された医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であつて、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する

規定を設けていないものの又は残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間（当該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として、同項に規定する者を定めることを内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更につき同法第五十条第一項の認可を受けるまでの間）同法第五十六条第四項の規定は適用せず、旧医療法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

（新医療法人への円滑な移行）

第十条の二 政府は、地域において必要とされる医療を確保するため、経過措置医療法人（施行日前に設立された社団たる医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者に關する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定しているものをいう。次条及び附則第十条の四において同じ。）の新医療法人（社団たる医療法人であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者として同法第四十四条第五項に規定する者を規定しているものをいう。以下同じ。）への移行が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

（移行計画の認定）

第十条の三 経過措置医療法人であつて、新医療法人への移行をしようとするものは、その移行に関する計画（以下「移行計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 移行計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新医療法人であつて、次に掲げる医療法人のうち移行をしようとするもの

イ 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人

ロ 特定の医療法人（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の二第一項の規定による国税庁長官の承認を受けた医療法人をいう。）

ハ 基金拠出型医療法人（その定款に基金（社団たる医療法人に拠出された金銭その

他の財産であつて、当該社団たる医療法人が当該拠出をした者に対し返還義務（金銭以外の財産については、当該拠出をした時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。）を引き受けれる者の募集をすることができる旨を定めた医療法人をいう。）

二 イからハまでに掲げる医療法人以外の医療法人

三 移行計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 出資者名簿（各出資者の氏名又は名称及び住所、出資額並びに持分（定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利をいう。）の放棄の見込みを記載した書類をいう。）

三 その他厚生労働省令で定める書類

四 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その移行計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 移行計画が当該申請に係る経過措置医療法人の社員総会において議決されたものであること。

二 移行計画が新医療法人への移行をするために有効かつ適切なものであること。

三 移行計画に記載された第二項第四号の移行の期限が第一項の認定の日から起算して三年を超えない範囲内のものであること。

四 当該申請に係る経過措置医療法人が、その運営に關し、社員、理事、監事、使用人その他の当該経過措置医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであることその他の厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

5 第一項の認定は、平成三十二年九月三十日までの間に限り行うことができる。
(移行計画の変更等)

第十条の四 前条第一項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人（以下「認定医療法人」という。）は、当該認定に係る移行計

いる者は、この法律による改正後の医療法第十二条第二項の許可を受けたものとみなす。

第五条 この法律の施行の日（以下この項及び第三項において「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の医療法第三十条の四の規定により定められ、又は同法第三十条の六の規定により変更された医療計画（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下この条において同じ。）は、施行日から令和二年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の医療法（以下この条において「平成三十一年新医療法」という。）第三十条の四の規定により定められ、又は平成三十一年新医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画とみなす。

2 令和二年三月三十一日までの間は、平成三十一年新医療法第十二条第二項、第三十条の二十第一項、第三十条の二十三第一項から第三项まで、第三十条の二十四、第三十条の二十五第一項、第三十条の二十七及び第三十一条の規定の適用については、なお従前の例によることとし、平成三十一年新医療法第三十条の四第六項及び第七項並びに第三十条の十八の二の規定は、適用しない。

3 平成三十一年新医療法第三十条の四第二項第十号及び第十一号に掲げる事項については、平成三十一年新医療法第三十条の六第一項の規定にかかるわらず、都道府県は、施行日以後最初に行われる同条第二項に基づく調査、分析及び評価の際に、当該調査、分析及び評価を行うものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

4 都道府県が平成三十一年新医療法第三十条の四第二項第十号及び第十一号に掲げる事項について当該都道府県の医療計画に初めて定めるとき、及び前項の規定に基づき当該都道府県の医療計画を変更するときは、同条第十七項及び第十八項の規定を準用する。

第六条 第三条の規定による改正後の医療法第十一条第三項の規定は、同項の厚生労働省令で定める病院の開設者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次条において「第二号施行日」という。）以後に、当該病院の管理者を選任する場合について適用する。（政令への委任）

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第二百二条、第二百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。